

協働のまちづくり かわら版

Vol. 6
2009年1月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)
FAX：0256-92-2110
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報をお届けしています。



「公共的な課題」とは何なのか？
それを解決していく「主体」は誰なのか？
みんなで楽しく議論しましょう！

「第6回まちづくり基本条例市民学習会」を開催しました。

協働のまちづくりの枠組みを構築するための具体的な取り組みとして、第6回目の「まちづくり基本条例市民学習会」を1月24日に吉田公民館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

(学習会に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。)

今回の学習会では、第5回学習会で議論した「家庭ごみの問題」について引き続き6グループに分かれてワークショップを行い、意見交換や議論を通してまちづくりに対する共通認識を深めました。前回のグループにさらに新しい参加者の皆さんも加わり、前回同様、会場ではさまざまな意見が各グループで交わされ、活発な議論が行われました。

今後、市民の皆さんに市政に参画していただく際には、こういったワークショップを行うことが多くなると考えられます。楽しくない議論に参加したいと思う皆さんは少ないはずですし、まちづくりの議論は楽しくないという意味がありません。そこで、議論の場づくりが重要と考え、皆さんから楽しく議論をしていただきたいということで、前回から私たち事務局の職員も雰囲気づくりのために、私服で参加させていただきました(背広をやめ、一肌脱ぎました?)。それから、『左手にお茶、右手にはペン』というスタイルで皆さんから議論を進めていただきました。

学習会の開催も、今年度、残すところあと2回の開催予定となっておりますが、今後も皆さんと楽しく議論する方法など、皆さんが市政に参加しやすい環境づくりや仕組みづくりといったことを心がけていきたいと思っております。参加していただいた皆さん、たいへんありがとうございました。

学習会の様子をお知らせします。

課題・問題点	住 民	町内会自治会	その他団体等	行 政
・収集場所	収集場所の確保、収集時間、収集回数	収集場所の確保、収集時間、収集回数	収集場所の確保、収集時間、収集回数	収集場所の確保、収集時間、収集回数
・収集箱の設置	収集箱の設置、収集箱の管理	収集箱の設置、収集箱の管理	収集箱の設置、収集箱の管理	収集箱の設置、収集箱の管理
・収集場所の管理(清掃)	収集場所の管理、清掃	収集場所の管理、清掃	収集場所の管理、清掃	収集場所の管理、清掃
・町内以外持込み	町内以外持込み	町内以外持込み	町内以外持込み	町内以外持込み
・収集時間守りづらい	収集時間守りづらい	収集時間守りづらい	収集時間守りづらい	収集時間守りづらい
・ゴミの分別	ゴミの分別	ゴミの分別	ゴミの分別	ゴミの分別
・ゴミの減量化	ゴミの減量化	ゴミの減量化	ゴミの減量化	ゴミの減量化
・エコ・リサイクル	エコ・リサイクル	エコ・リサイクル	エコ・リサイクル	エコ・リサイクル

ワークショップの様子です



グループで議論した今回の成果内容です



【ワークショップ】(新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健さん)

テーマ『地域の公共的課題の解決法』 ~家庭ごみの問題について~

課題設定...家庭ごみの問題から公共的な課題が何かを考える

- ・誰もが身近な問題である、「家庭ごみの問題」について、現状、どんな問題があるのかみんなで考えてみましょう！

6グループに分かれ、家庭ごみの問題をテーマに取り上げ、処理などの問題は考えずに、家庭ごみの発生から収集までの間ということに限定して、その課題や問題についてグループごとに議論して、考えた課題や問題について付箋に書き出してもらいました。

書いた人から説明をしてもらいながら、課題や問題が書かれた付箋を模造紙に貼りだしていきました。

グループ内で模造紙に貼られた付箋を課題や問題ごとにまとめ、グループ化した問題にタイトルを付け、情報を集約する作業を行いました。

この作業から、各グループのメンバーの中で、同じものは1つの問題にまとめ、違うものは個別の問題として分けられると思います。つまり、これは公共的課題というものを皆さんが認識しているということです。

まちづくりを考えたときに、「この課題は公共的課題なんだ」、「みんなで解決しなければならない問題なんだ」というふうに考えること。つまり、公共的な課題を認識する、これが第一なんです。

それでは、次に考えることは、公共的課題を認識してみんなで解決するといったときに、みんなって誰なんだろうということです。

立案、決定、実行、評価の主体...問題や課題に対する各主体の役割を考える

- ・家庭ごみの問題の集約ができたなら、その問題をグループで議論して、問題ごとに誰が解決していったら良いのか役割を整理し、公共的課題を解決していく上での「主体」を考えましょう！

家庭ごみの問題を集約したら、その問題を解決するためには何をしなければならないのか、グループごとに議論して問題に対する解決方法を導き出し、付箋に書き出してもらいました。

その後、「誰が解決するの?」、「各主体が連携したらスムーズに問題を解決できる?」などについてみんなで考え、解決方法を書いた付箋を模造紙の各主体(住民、町内会・自治会、その他団体等、行政)の欄に貼り出し、主体ごとに役割分担をしていきました。

この作業から公共的課題を解決していく上での、それぞれの問題に対しての各主体の役割が確定するということになります。

公共的課題の解決法を考えたときに、各主体の役割などをみんなで議論すること、議論をする場所を設定していくことが重要なんです。

まとめ・発表

次回の第7回学習会では、各グループで議論した内容についてのまとめと発表を行います。発表時間は1グループ10分間で、発表のやり方は各グループの自由です。

家庭ごみの問題を考えたときに、それを解決するためにどういうことが必要なのか、皆さんがどのように考えたのかということの説明をいただく予定です。また、各グループへの質問の時間も設ける予定です。

第6回市民学習会に参加された皆さんの声

今回の学習会のテーマについて

- ・ワークショップ形式は大変良かったです。
- ・メンバーの意見を聞いて参考になりました。
- ・身近なテーマで、多くの意見・要望が出されて良かった。
- ・単なるゴミ、たかがゴミ、されどゴミ。なかなか難しい問題を含んでいる。
- ・本日のテーマは日常生活に密着したものであるので討議がしやすかった。
- ・「ゴミ」以外のテーマもやってほしい。
- ・ワークショップの2回目だったので、とても煮詰まった議論ができて、とても有意義だった。
- ・活発な意見が出て良かった。どの地域の問題でもあるので。

今回の学習会の進め方について

- ・ワークショップはとても楽しかった。
- ・参加された全員から意見が出され、スムーズに進行されて良かった。グループにまとまりもあった。
- ・いろいろな意見が出て良かった。
- ・本日の方法で良い。
- ・急がずあせらず、皆さんの意見が聞けたり、話すことができ次第に目的が分かってきた。

その他、学習会に対するご感想、ご意見などについて

- ・ワークショップ形式の学習会は、皆さん自由に発言でき、有意義であった。
- ・これからも、ゆったりと本音で意見が出せるように進行していくことと期待している。

まちづくり基本条例市民学習会を継続して開催します。

まちづくり基本条例市民学習会は、毎月1回、継続して開催しています。参加は自由で、市のまちづくりに関心のある人なら誰でも参加できます。

詳しい日時・会場等は、広報つばめや燕市のホームページ等でご確認ください。

まちづくり基本条例市民学習会「みんなでつくろう。まちづくりの基本ルール」

第7回目は、第5回学習会から各グループに分かれてワークショップを行いながら議論してきた、家庭ごみの問題から考える「地域の公共的課題の解決法」について、新しい参加者にも加わっていただきながら各グループで議論した内容のまとめと発表を行い、まちづくりに対する共通認識を深めます。

進捗状況に応じては、終了時間が延びるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。ようお願いします。

日時および会場：2月14日(土) 午後2時～4時

吉田公民館 3階講堂

皆様のご参加をお待ちしています。

お知らせ

まちづくり基本条例の豆知識

今回のかわら版では、全国で最初に制定されたまちづくり基本条例（自治基本条例）ということで北海道ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」の事例をご紹介します。今後も機会をとらえて、他の自治体の事例等をご紹介します。乞うご期待です！

町の「ミニ憲法」 ～ニセコ町のまちづくりすべてにかかわる条例（自治基本条例）

この条例は、ニセコのまちづくりを進める上での町民共通ルールです。このルールは、日本国憲法や地方自治法などの法の精神に基づき、わたしたち町民がまちづくりの主役（主体）として行動するためのものです。（ニセコ町ホームページより）

ニセコ町まちづくり基本条例の主な構成

1. 前文 ・まちのあるべき姿 ・基本理念	4. まちづくりの主体 ・町民の権利と役割 ・コミュニティの役割 ・議会の役割と責務 ・町の役割と責務	6. 行政運営の原則 ・財政 ・評価 ・条例制定等の手続
2. 条例の目的	5. 参加・協働の仕組み ・まちづくりの協働過程 ・町民投票制度	7. 連携 ・他団体等との連携
3. まちづくりの基本原則 ・情報共有、情報への権利 ・説明責任 ・参加原則		8. 条例の位置付け 9. 条例の検討及び見直し

「ニセコ町まちづくり基本条例」には何が書かれているの？

ニセコ町の条例を見ていくと、大きく分けて次のような内容になっています。

1. まちづくりの基本理念

前文などでわかりやすく、まちづくりの理念や目的を規定しています。前文では、「わたしたち町民は ～この条例を制定します。」という文章の形式で、原則的なことを規定しています。

2. まちづくりの基本原則

～「情報共有」と「住民参加」～

情報共有と住民参加をまちづくりの車の両輪と考え、まちづくりの重要な原則であると考えています。「情報共有」は、まちづくりの大切な基盤であり、情報が共有されていなければ、住民参加も意味をなしません。この条例では、住民と行政との情報の共有と参加による「住民自治」を進めるための原則や手続きなどを規定し、住民の権利・責務並びに行政の責務などを規定しています。

3. まちづくりの主体

「わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。」（第10条より引用）。この条例では、まちづくりの主体について、住民、議会、行政の役割等をそれぞれ明確に規定しているほか、コミュニティという新しい概念も規定されています。

4. まちを創造する仕組み

～まちづくりのルール～

財政的なこと、政策の過程における評価やその過程における住民への説明など、それぞれの過程において住民参加が保障されていることなどが規定されています。また、住民の行政活動への直接参加の制度の一つとして、町民投票制度が規定されています。

5. 実効性の確保

この条例を最大限尊重し、他の条例もつくらなければならないという最高法規性が規定されています。これは、まちづくり基本条例（自治基本条例）が自治体の憲法や総合条例であると言われる根拠の1つとされています。また、この条例を住民が将来にわたり育てていく条例（『育てる条例』）として位置付けています。4年に一度の条例見直しの規定により、まちづくり基本条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうかを検討します。

編集後記

第6回まちづくり基本条例市民学習会の当日は雪が降り、とても寒い1日でした。荒れ模様の天気だったので、学習会に参加される方が少ないのでは・・・と心配していましたが、38名の皆さんからご参加いただきました。今回の学習会も前回から引き続き、参加者の皆さんでワークショップを行いました。前回と同様に議論が大いに盛り上がりを見せ、「ワークショップはとても楽しかった。」といったご意見をたくさんいただきました。

学習会にご参加いただいた皆さん、たいへんありがとうございました。（す）